

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 1 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700270号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1700003号

第1 結論

昭和27年11月6日から昭和35年3月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年11月6日から昭和35年3月26日まで

支給済期間 : ① 昭和27年11月6日から昭和32年2月1日まで
② 昭和32年5月31日から昭和35年3月26日まで

請求期間について、脱退手当金を受け取った記録となっているが、当時は脱退手当金の請求方法も知らず、受け取っていないため、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、支給済期間②の厚生年金保険被保険者記号番号(以下「番号」という。)を取り消し、別の番号で管理されていた支給済期間①の番号へ統合する処理(重複取消)が、請求者が支給済期間②に係る事業所を退職した約4か月後の昭和35年8月7日に行われており、その約1か月後の昭和35年9月8日に支給済期間①及び②に係る脱退手当金が支給決定されているところ、脱退手当金の支給決定にあたっては、厚生年金保険の被保険者期間が複数の番号で管理されていた場合、複数の番号を一つの番号に整理する重複取消処理を行うことが一般的であり、また、事業所退職後の重複取消処理は、一般に被保険者であった本人の請求に基づき行われるものであることを踏まえると、請求者本人による脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、支給済期間②に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給済期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、支給済期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の支給庁である社会保険出張所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはう

かがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。